



大規模地震に備えましょう

～家族と我が家を守るために～

木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などの補助金活用をご検討ください

6年1月に発生した能登半島地震では、11万棟を超える建物に被害が出ています。市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などに係る費用の一部を助成しています。各補助制度の概要は、次のとおりです。是非ご検討ください。

**この特集のお問い合わせは
建築指導課 ☎421-6774へ**

木造住宅

木造住宅の①耐震診断、②耐震改修、③耐震改修に伴うリフォーム工事にかかる費用を一部補助します。補助を受けるための要件など詳細については、お問い合わせください。

- 申請期間 ①は12月20日(金)まで、②と③は10月31日(木)まで
- 主な申請条件 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の住宅・併用住宅(①～③)。耐震診断の結果、耐震補強が必要とされる住宅(②③のみ)
- 対象工事 ②は耐震改修工事部分、③は耐震改修と併せて行うリフォーム工事(②と同時に申請)

	補助率	限度額(1件あたり)
①耐震診断	かかった費用の2/3	6万円
②耐震改修	かかった費用の4/5	100万円
③耐震改修に伴うリフォーム工事	かかった費用の1/3	30万円

分譲マンション

マンションの耐震性を確認するために必要な①予備診断、②本診断の費用を一部補助します。補助を受けるための要件など詳細については、お問い合わせください。

- 申請期間 6月28日(金)まで(募集枠に満たなければ、10月31日(木)まで申請を先着順で受付。11月1日(金)以降は、受け付けできません)
- 主な申請条件 次の条件全てに該当するもの。㊦昭和56年5月31日以前に着工されたもの、㊧地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上である、㊨鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造である分譲マンション

	補助率	限度額(1件あたり)
①予備診断	かかった費用の2/3	3万4,000円まで
②本診断	かかった費用の2/3	4万円/戸または120万円のいずれか低い額

危険なブロック塀など

法令に定める基準に適合しない危険なコンクリートブロック塀などの撤去費用を一部補助します。申請しようとするコンクリートブロック塀などが補助対象か確認するため、事前相談が必要です。補助を受けたい人は、撤去工事の契約前にお問い合わせください。

- 申請期間 12月20日(金)まで
- 補助内容 撤去工事にかかる費用の3分の2または撤去する面積に、1㎡当たり6,000円を乗じた額のうちいずれか少ない額。補助の限度額は10万円まで。
- 主な申請条件 次の全てに該当する危険なコンクリートブロック塀などが対象。道路に面している塀、または避難地に隣接する塀(避難地境界に接する部分に限る)で、事前相談による市の調査の結果、補助対象と判断されたもの
- 対象者 コンクリートブロック塀などを所有している人

住宅耐震診断・建築相談会で気軽にご相談ください

市では、(一社)千葉県建築士会八千代支部の協力で、耐震診断・建築相談会を開催しています。耐震診断では、今住んでいる木造住宅が、どのくらい地震に強いのか、図面を基に診断します。地震に弱いと診断された建物には、どのような補強が必要かなどアドバイスもします。

建築相談会では、耐震以外でも住宅全般に関して、困っていることがあれば建築士がお

応えします。「住宅の経年劣化状況が気になっている」「修繕や改修に当たり、どのような方法が考えられるか」「工事の見積もりをとったが、第三者の立場で意見が欲しい」など、気軽に相談してください。

開催日程は右表のとおりです。耐震診断・建築相談会は予約が必要です。予約の申込書



▲耐震診断



▲建築相談会

は、建築指導課窓口や各支所・連絡所で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。左下のコードからも予約手続きは可能です。

●6年度の開催予定日一覧

日程	場所	内容
6月19日(水)	市役所(第4会議室)	耐震診断
7月24日(水)	市役所(多目的棟)	耐震診断
8月21日(水)	市役所(第2会議室)	建築相談会
10月15日(火)	市役所(第4会議室)	耐震診断
11月20日(水)	市役所(第2会議室)	耐震診断
7年1月15日(水)	市役所(多目的棟)	耐震診断
7年2月5日(水)	上下水道局(会議室)	建築相談会

自治会では、温かく住みよい街をつくるため、会員同士が力を合わせて活動しています。賃貸住宅、社宅または寮に居住している世帯や、一人暮らしの学生も自治会へ加入できます。自治会に加入したいときは、各地区の班長か自治会長へ申し出てください。新規結成もできますのでご相談ください。

●主な活動 ①ふれあいの街をつくる親睦活動、②美しい街をつくる環境美化活動、③安心の街をつくる防犯・防災活動など。

詳しい活動内容は、地域の自治会に確認してください。

●加入のメリット ①ふれあいの輪が広がる、②いざというときに協力や助け合いができる、③いろいろな行事に参加できる。詳しくはコミュニティ推進課 ☎(421)6718へ

自治会に加入しましょう

まちづくりふれあい講座は、市民の皆さんが催す学習会などに市の職員が講師として出向き、市の事業や施策についての説明、職務に関連した専門知識や技能を生かした講義や実習などを行うものです。16分野、68講座をご用意しています。市内在住か在勤・在学のおおむね10人程度あるいは会場の制限人数以内の団体・グループが利用できます。

詳しくは、市役所案内・支所や公民館などで配布しているパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

(生涯学習振興課 ☎(481)0309)

まちづくりふれあい講座のパンフレットを配布しています

熱中症は、気温や湿度が高い日、風が弱い日、急に気温が上昇した日に起こりやすいと言われています。寒暖差が激しいこの時期は体が暑さに慣れていないため、汗を上手にかけず、熱中症になりやすいので注意が必要です。

●対策・予防方法 ①本格的に暑くなる前に、扇風機やエアコンの試運転をするなど準備をしましょう。②外出時は適宜休憩し、日傘や帽子を着用するなど、暑さを避ける工夫をしましょう。③日頃からウォーキングなどで汗をかき、暑さに備えた体づくりをしましょう。④のどが渇いていなくても、こまめに水分・塩分を補給しましょう。⑤睡眠を十分に取って、休息も定期的に取りましょう。

(健康づくり課 ☎(483)4646)

夏に向けて熱中症対策・予防をしましょう!

6月6日(木)は終日、メンテナンス作業のため各種証明書のコンビニ交付サービスが利用できなくなります。ご理解とご協力をお願いします。

(市民税課 ☎(421)6691・戸籍住民課 ☎(421)6719)

各種証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します